

各種証の取扱いについて

券の種類	令和6年12月2日以降の取扱い		
	異動※1無し	異動※1有り	再発行の可否
被保険者証 	有効期限が切れるまでご利用になれます。 ※2	資格確認書を交付しますので、そちらをお使いください。	再発行はできません。代わりに資格確認書を交付します。
減額認定証・限度額認定証 	有効期限が切れるまでご利用になれます。 ※2	上記資格確認書に証の情報を追記した上で交付します。	有効期限内の紙の被保険者証をまだお持ちの方に限り、再発行をさせていただきます。
特定疾病証 	12/2 以降も今までと変わりなくお使いいただけます。	新しい特定疾病証を交付します。 古いものについてはご返却いただきます。	再発行可能です。
マイナ保険証 	12/2 以降も今までと変わりなくお使いいただけます。		
資格確認書 	被保険者証の有効期限内は資格確認書を交付いたしません。	資格確認書を交付しますので、そちらをお使いください。	再発行可能です。
資格情報のお知らせ	後期高齢者医療制度の被保険者については、国の方針により当面の間は、「資格情報のお知らせ(A4 型)」は交付しません。今後の運用の方針が変更となりましたら、随時お知らせいたします。		

※1:「異動」とは、被保険者証等の券面に変更が生じることをいいます。具体的には以下のとおりです。

- ① 新規に東大和市の被保険者となった時(75歳になられた方や東大和市に転入した方等)
- ② 転居等により住所が変更となった時
- ③ 負担区分が変更となった時

※2:有効期限到来後の運用については、随時お知らせいたします。